改正前地共済法第九十九条の二第三項	遺族共済年金（	旧職域加算遺族給付（
	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
	前二項	第一項
	第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)
	遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の
	月数」	合算した月数」
	月数（	合算した月数（
改正前地共済法第九十九条の二第四項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付
	金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額	金額
	五十円	五十銭
	百円	一円
	とする。）	とする。）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。）を控除して得た金額
改正前地共済法第九十九条の二第六項	前各項	第一項、第三項及び第四項
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の二の二第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付

	とき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ	ときは、同項第二号イ
	金額又は同条第二項第二号に定める金額	金額
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の二の三第三項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付
	前二項	第一項
	第一項中	同項中
	遺族共済年金（」とあるのは「遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（」とあるのは「旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の二の四第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
	退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額	旧職域加算退職給付
	支給停止額が	当該旧職域加算退職給付の額が
	から政令で定める額を控除して得た額を超える	を超える
	から政令で定める額を控除して得た額に相当する金額を限度	を限度
改正前地共済法第九十九条の二の四第三項	前二項	第一項
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の七の見出し及び同条第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付